

大分県報

令和四年
号外（二）
三月三十一日

（木曜日）

目次

病院局管理規程

- 大分県病院局組織規程等の一部改正……………一
- 大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………一
- 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………二
- 大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………三
- 病院局訓令
- 大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………三
- 大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………三
- 大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………四

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程

（大分県病院局組織規程の一部改正）

第一条 大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四十八号を第四十九号とし、第三十六号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 臨床研究部

第五条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ず

令和四年三月三十一日

つ繰り上げる。

第六条第一項の表の診療各部の項に次の一号を加える。

十四 臨床研究に関すること。

第六条第一項の表の診療情報管理室の項の次に次のように加える。

医療秘書室

一 医師事務の作業補助に関すること。

第九条の表の主任作業療法士の項の次に次のように加える。

専門言語聴覚士

必要な部

上司の命を受け、言語聴覚に関する高度な業務を処理する。

主任言語聴覚士

必要な部

上司の命を受け、言語聴覚に関する業務を処理する。

第九条の表の主任臨床検査技師の項の次に次のように加える。

専門臨床工学技士

センター

上司の命を受け、臨床工学に関する高度な業務を処理する。

主任臨床工学技士

センター

上司の命を受け、臨床工学に関する業務を処理する。

（大分県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正）

第二条 大分県病院局職員の職の設置に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の技術の項中「作業療法士」の下に、「言語聴覚士」を加える。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程

大分県報号外（病院局管理規程）

(大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正)

第一条 大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「大分県知事」を「大分県知事印」に改める。

(大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第二条 大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第十一号様式、第十四号様式及び第二十号様式中「大分県知事」を「大分県知事印」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

大分県病院局職員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

別表第二の口の備考中「及び作業療法士」を「作業療法士及び言語聴覚士」に改める。別表第四の3の表の一級の項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同表の三級の項中「主任作業療法士」の下に「主任言語聴覚士」を加え、同表の五級の項中「専門作業療法士」の下に「専門言語聴覚士」を加える。

別表第五の3の表中

理学療法士 作業療法士

を 理学療法士 作業療法士

に改め、同表の備考中「及び作業療法士」

法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

別表第六の3の表中

理学療法士 作業療法士

を 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程(第一号口において「新給与規程」という。)(第四十七条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四項若しくは第五項又は第五十五条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。))から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者については、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(大分県病院局職員の給与に関する規程の適用を受けるものに限る。)(の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。))を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)(以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ ロに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五
 - ロ 新給与規程第四十七条第二項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)(百七・五分の十五
 - 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - イ 特定管理職員以外の職員 七十二・五分の十
 - ロ 特定管理職員 六十二・五分の十
- 3 令和三年十二月に職員に関する条例(昭和三十三年大分県条例第三十九号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)その他

の病院局長が定める法令（条例又は任命権者が定める規則若しくは規程を含む。）の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者については、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（大分県病院局職員の給与に関する規程の適用を受けるものに限る。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号）、又は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の適用を受ける者その他の病院局長が定める者との権衡を考慮して病院局長が別に定める」とする。

4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「七千七百円」を「八千円」に、同項第二号中「三千七百五十円」を「三千九百五十円」に、同項第三号中「三千三百円」を「三千五百円」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行し、改正後の第四条の規定は、同日以後に従事した業務について適用する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第二号

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）

本 局
病 院

の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第三条第六項中「二部」を削り、同条第七項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十五条の二第二項中「九の項及び十の項に掲げる場合にあつては」を「及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に」を削り、「同表」を「別表第二」に改め、同条第二項中「任用期間」を「任用期間」に、「任用二年目以降」を「大分県病院局の職に引き続き在職している期間が一年以上」に、「にあつては大分県病院局の職に」を「にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県病院局の職に」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

別表第一の表の二十の項を二十一の項とし、十九の項の次に次のように加える。

二十 審査請求 この項中 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）を「法」とい	一 法第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条（法第六十六條第一項の規定により法第二十五条第三項及び第二十六条を準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求に係る執行停止をし、又	一 法第九條第一項（法第六十六條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理員を指名すること。	一 法第二十三条（法第六十六條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求書の補正を命じること。
---	---	---	--

う。	<p>はそれを取り消すこと。</p> <p>二 法第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七條並びに第四十九條第二項及び第三項の規定に基づき、審査請求の裁決を行うこと。</p>	<p>する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求人の地位の承継を許可すること。</p> <p>三 法第四十三条第一項の規定に基づき、大分県行政不服審査会に諮問すること。</p> <p>四 法第四十五条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、審査請求の却下裁決を行うこと。</p> <p>五 法第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定に基づき、意見陳述の申立てをすること。</p> <p>六 法第八十一条第三項において準用する法第七十六条の規定に基づき、大分県行政不服審査会に主張書面等を提出すること。</p> <p>七 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第二項の規定に基づき、閲覧等に係る意見を述べること。</p>	と。
----	--	--	----

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第四号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第三条第一項中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同条第七項中「二部」を削り、同条第八項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十五条第二項第二号中「次条」を「第十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（期末手当の額）

第十五条の二 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職の常勤職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

（期末手当基礎額）

第十六条 前条に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額給料を受ける会計年度任用職員 基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき給料の月額

二 日額の給料を受ける会計年度任用職員（次号において総務経営課長が指定するものを除く。） 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の給料の額

三 日額の給料を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた給料（月の初日から末日までの間在職した月に係る給料に限る。）の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（期末手当の算定基礎となる在職期間）

第十七条 第十五条の二に規定する期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間（大分県病院局において引き続き在職したものに限る。）とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合（基準日前一箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。）における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第十八条中「第十六条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（この規程に定めのない事項）

第十九条の二 この章に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項は、一般職の常勤職員の例による。

第二十三条第二項中「十の項に掲げる場合にあつては」の下に「六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」を加え、「大分県病院局の職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、」及び「であつて大分県病院局の職に引き続き在職している期間が一年以上であるもの」を削る。

第二十五条第一項中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改め、同条第三項中「第二十四条第二号ロ」を「第二十四条第二号」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。